

平成22年11月26日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

9番	山本芳照	10番	杉浦敏
----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会 計 課 長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総 務 課 長	佐藤勝義
総務部次長兼 税 務 課 長	若山孝司	民生部次長兼 環 境 課 長	久野一美
開発部次長兼 農 政 課 長	石川敏彦	開発部次長兼 土 木 課 長	三輪真士
教育部次長兼 社会教育課長	水野進	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服部正治
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	伊藤久幸	収 納 課 長	服部誠
市 民 課 長	加藤恵美子	保 険 年 金 課 長	越川博文
健康推進課長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所 長	伊藤薫

十四山総合福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツセンター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第56号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第57号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第60号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第9 議案第61号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第63号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第64号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第65号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第66号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第67号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第68号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第69号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第18 議案第70号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第71号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第72号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第73号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

~~~~~  
午前10時00分 開会

議長（伊藤正信君） おはようございます。

ただいまより平成22年第4回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、山本芳照議員と杉浦敏議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月20日までの25日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの25日間と決定をいたしました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 議案第56号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第57号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第58号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第59号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第8 議案第60号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第9 議案第61号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について

議長（伊藤正信君） 日程第4、議案第56号から日程第9、議案第61号まで、以上6件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は、条例議案6件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第56号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第57号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第58号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正、議案第59号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正の4本の条例につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第60号弥富市立保育所条例の一部改正につきましては、弥富平島中土地区画整理事業の施行による字の区域の設定及び変更、弥生保育所の移転改築に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号弥富市子育て支援センター条例の一部改正につきましては、弥富平島中土地区画整理事業の施行による字の区域の設定及び変更に伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 議案は関係部長に説明をさせます。

まず伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第56号から議案第59号の説明をさせていただきます。

このたびの条例改正の内容につきましては、人事院勧告に準じまして、議員報酬、特別職給与、教育長給与、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、議員特別職、教育長、一般職の職員についての共通事項といたしまして、期末手当の支給割合を0.15月分引き下げるものであります。一般職の職員については、期末手当にあわせて勤勉手当の支給割合を0.05月分引き下げるものでござい

す。

議案第56号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第57号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正及び議案第58号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、改正内容が共通しておりますので、一括して御説明を申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表の1ページ、第1条関係をごらんください。

改正内容につきましては、第1条関係で12月に支給します期末手当の支給割合を100分の165から100分の15を引き下げ100分の150にするものでございます。

次のページの新旧対照表の2ページ、第2条関係をごらんください。

第2条関係では、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の145から100分の5を引き下げ100分の140に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の150から100分の5を引き上げ100分の155にするものでございます。

施行期日につきましては、第1条関係の12月の支給割合部分は平成22年12月1日から、第2条関係の支給割合部分は平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第59号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

12枚めくっていただきまして、条例のあらまし1ページをごらんください。

改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、改める必要があるからでございます。

主な改正内容といたしましては、1の第20条第2項(期末手当)、第21条第2項第1号(勤勉手当)は、一般の職員の期末手当、勤勉手当につきまして、4.15月分を3.95月分に支給割合を0.2月分引き下げる改正でありまして、一般職の職員の12月に支給する期末手当の支給割合を100分の150から100分の15を引き下げ100分の135に、勤勉手当の支給割合を100分の70から100分の5を引き下げ100分の65にするものでございます。

次に、一般職の職員の平成23年度以降の6月に支給する期末手当の支給割合を100分の125から100分の2.5を引き下げ100分の122.5に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の135から100分の2.5を引き上げ100分の137.5に、6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の67.5にするものでございます。

また、第20条第3項(期末手当)、第21条第2項第2号(勤勉手当)では、再任用職員の期末手当、勤勉手当につきまして、2.2月分を2.1月分に支給割合を0.1月分引き下げる改正でありまして、再任用職員の12月に支給する期末手当の支給割合を100分の85から100分の5を引き下げ100分の80に、勤勉手当の支給割合を100分の35から100分の5を引き下げ100分の30に、平成23年度以降の6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の32.5にする

ものでございます。

2の別表4条関係につきましては、給料表の改定でありまして、中高年齢層（40歳代以上）が受ける給料月額に限定して、行政職給料表を平均改定率0.1%を引き下げるものであります。

3の附則関係としまして、施行期日につきましては、第1条関係の改正は平成23年4月1日から、2条関係の改正は平成22年12月1日から施行するものでございます。

減額改定対象職員の本年4月から施行日の属する月の前月までの間の公民較差相当分を調整するため、特別措置として、本年4月の給与に100分の0.28の調整率を乗じて得た額に、4月から施行の属する月の前月までの月数、8月になりますが、これに乗じて得た額と、6月に支給された期末・勤勉手当に調整率を乗じて得た額の合計額を、12月に支給する期末手当で減額調整するものでございます。

平成18年4月1日の給料表切りかえに伴いまして、給料表切りかえ前の給料月額を受けている減額改定対象職員については、給料表切りかえ前の給料月額に100分の99.59を乗じた額を給料月額とするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 次に、平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第60号弥富市立保育所条例の一部改正について説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市立ひので保育所の位置を、弥富平島中土地区画整理事業の施行による区域の設定及び変更に伴い、平成22年12月4日から弥富市平島中四丁目266番地に改めるものです。

次に、弥富市立弥生保育所の位置を、弥生保育所移転改築に伴い、平成22年12月12日から弥富市綱浦町上巳52番地1に改めるものでございます。

議案第61号弥富市子育て支援センター条例の一部改正について説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市子育て支援センターの位置を、弥富平島中土地区画整理事業の施行により区域の設定及び変更に伴い、平成22年12月4日から弥富市平島中四丁目266番地に改めるものでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質問の方。

杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 議案第59号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について質問いたします。

今回、給料表の改定は、別紙のとおり、2級65号給から、それ以降の級すべてについて減額をされております。また、先ほどの部長からの説明がありましたように、期末手当、勤勉

手当の月数が引き下げられることになりませんが、一般行政職の職員の場合で、平均年およそどれぐらいの減額となる予定でしょうか。

議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） おはようございます。

一般行政職の職員の年間における減収見込み額について、お答えをさせていただきます。

まず一般行政職の職員の人事院勧告による影響額といたしましては、期末手当、勤勉手当、給与改定分を合わせまして約8万円の減収になると想定をしております。

また、このたびの人事院勧告による影響ではございませんが、平成22年4月から地域手当の支給率の改正、8%を3%にしておりますけれども、この影響額といたしまして約27万円の減収になると想定をしておりますので、合わせて、平成22年度の年間の影響額といたしましては約35万円の減収になると想定をしております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今回の期末手当及び勤勉手当の影響等でも8万円の減額となると、年間ということですね。

それから、平成21年度末、あるいは22年度当初のラスパイレス指数は幾つでしょうか。

議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 平成21年度のラスパイレス指数の御質問にお答えをさせていただきます。

弥富市のラスパイレス指数は95.5でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 次に、市長にお伺いします。

給与の問題は、平成17年の弥富と十四山の合併以前から、弥富町の職員の給料レベルの低さが大きな問題となっておりました。合併後1年の平成14年4月1日現在で、ラスパイレス指数は87となっておりました。その後、服部市長の就任後、今お聞きしましたように95.5と改善をされてきたわけではありますが、市長は昨年11月議会で、この給与の改正につきまして、今後も職員の給与の改善につきましては、また議員の皆様とも御協力いただきながら改善に努めてまいりたいというふうに思っております云々と述べておみえですが、基本的なお考えとして、これからも同様にさらなる改善を目指していかれるというおつもりでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

その前に、御質問の中で、合併の日時を平成14年というふうにおっしゃってみえるように、私には聞こえませんでしたので訂正をさせていただきます。平成18年の4月1日がスタートでございます。平成19年のラスパイレスは、御指摘のように87ございました。御承知のように、

国を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した数字であるわけでございます。そしてまた、平成21年度の数字につきましては、先ほど私どもの所管の課長からお話をさせていただきまして、95.5でございます。

そうした形の中で、89年から、私、担当させていただいておるわけでございますが、私のスタートのときは89でございました。その間、約6.5の改善をさせていただいておるわけでございます。平成22年度の数字につきましては、国の公表前でございますので現時点では申し上げることはできませんけれども、平成21年度のラスパイレス指数よりも改善をさせていただいております。今後も、県内の平均指数に向けて改善に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 他に質問の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） ないようですので、討論に入ります。

討論の方。

杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 私は、議案第59号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対討論をいたします。

一昨年のリーマンショック以後、ますます混迷を深める日本の経済状況の厳しさについては、市の財政運営の問題とも関連して、市長からも幾度となく減給がなされておりますが、ここに来て、円高、デフレという状況が一層進み、経済危機にさらなる拍車がかかっております。一向に明るさが見えてこないGDPの改善、超氷河期と言われる学生の就職難、相変わらず低迷を続ける求人倍率、2009年度は年収200万円に満たない方が1,000万人に迫る勢いとなりました。こういった事態をいかに打開するか、政治のあり方が強く問われている問題でもあります。

この12年間で、日本の民間の勤労者の年収は、1997年が467万円でありましたが、これが2009年には406万円と、61万円も年収が落ち込んでおります。今の日本の経済の最大問題は、やはりここに問題があると私どもは考えております。年収で61万円も落ちている、月収にすると5万円の減であります。

以前は、企業が一定の収益を上げれば成長していく中で民間の賃金も上がっていったというのは以前のあり方でしたが、今は全くそうになっておりません。このような労働者、勤労者の賃金の下落の一方で、トヨタ等輸出大企業を初め、大企業は内部留保というため込み金を1年間で233兆円から244兆円に11兆円も積み増しをして、手元の資金が52兆円と、空前の金余りの状態となっております。これは、日銀の総裁もそのように申している問題であります。

今必要なのは、本当の成長戦略、いかにこの円高デフレを克服していくかにあります。今



こそ官民を挙げて給与の改善により国民の購買力を復活し、経済の活性化、内需拡大により、正常な経済成長を取り戻すことが必要とされております。

最近、新日鉄系のシンクタンクのエコノミストが、日本に必要な成長戦略とは賃上げターゲット政策だという提言を出しました。私どもも、この考えに賛成をいたします。そのためには、公共部門である政府や自治体こそ、こういった政策をリードしていくべきではないかと考えます。

今回の弥富市職員の給与に関する一部改正につきましては、先ほど御説明がありましたように、人事院の勧告に沿うものとされておりますが、市としての裁量の発揮は十分に可能であります。職員給与のさらなる改善を求めまして、この条例改正に反対をいたします。

議長（伊藤正信君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

まず、議案第56号から議案第58号までの3件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第58号までの3件は原案どおり可決をしました。

次に、議案第59号は、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤正信君） 起立多数と認めます。

よって、議案第59号は原案どおり可決しました。

次に、議案第60号から議案第61号までの2件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第61号までの2件は原案どおり可決をしました。

~~~~~

日程第10 議案第62号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第11 議案第63号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第12 議案第64号 財産の無償譲渡について

日程第13 議案第65号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第66号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

て

日程第15 議案第67号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第16 議案第68号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第69号 海部地区環境事務組合理約の変更について

日程第18 議案第70号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第19 議案第71号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第72号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第73号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第10、議案第62号から日程第21、議案第73号まで、以上12件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案2件、法定議決議案6件、予算関係議案4件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第62号弥富市道路占用料条例の一部改正につきましては、国・県に準じ、道路占用料の額を改定する等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号財産の無償譲渡につきましては、荷之上自治会に対し、市占用の土地を無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定についてと議案第66号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定については、それぞれ弥富市障害者生きがいセンター、弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についてと議案第68号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定については、それぞれ弥富市高齢者生きがいセンター、弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号海部地区環境事務組合理約の変更につきましては、組合市町村の負担金の負担割合を変更するため、同組合理約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第70号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,731万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億2,891万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、旧北部保育所跡地の土地売払収入を積み立てる公共施設整備基金積立金4,930万円、来年4月執行予定の愛知県議会議員一般選挙費622万5,000円、民生費におきましては、保育所及び母子通園施設に係る臨時職員賃金1,059万円、衛生費におきましては、海部南部水道企業団がその職員に支給する子ども手当分を新たに構成団体で負担する海部南部水道企業団負担金51万円、健康管理システムの変更業務委託料337万7,000円、農林水産業費におきましては、農地法改正に伴う農地基本台帳システム改修委託料88万2,000円、商工費におきましては、本年6月議会で可決いただきました企業立地の促進に関する条例の一部改正に伴う企業立地指定企業交付奨励金5,379万4,000円、教育費におきましては、桜小学校、弥生小学校ベランダ等補修等工事請負費1,030万円、十四山中学校ベランダ等修繕及び弥富中学校自転車小屋等増設工事請負費780万円です。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、県からの地域子育て創生事業補助金337万7,000円及び愛知県議会議員一般選挙執行委託金622万5,000円、土地売払収入4,930万円、財政調整基金繰入金7,374万9,000円を計上するものであります。

次に、議案第71号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、退職被保険者等高額療養費300万円等を増額計上し、歳入歳出の予算の総額を40億7,363万9,000円とするものであります。

次に、議案第72号平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において高額介護サービス費370万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を19億7,074万8,000円とするものであります。

次に、議案第73号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険料等負担金1,300万円を減額計上し、還付金30万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を3億4,151万2,000円とするものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。
議長（伊藤正信君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず早川開発部長。

開発部長（早川 誠君） 議案第62号弥富市道路占用料条例の一部改正について御説明をいたします。

道路法施行令の一部改正に伴い、占用料の額及び占用物件の区分について改定するもので

ございます。

恐れ入りますが、3枚おめくりいただきますと、別紙の新旧対照表を見ていただきたいと思います。定額物件と定率物件の占用料につきましては、全体的に、今回の法改正にもたれまして水準が引き下げられました。これは1ページから7ページに、おのおのつけてございます。

次に、法第32条第1項第2号、水管・下水管・ガス管等に掲げる物件の関係区分が、現在の6区分から9区分に変更されました。新旧対照表の2ページと3ページのところに、おのおの新たな区分が分かれたところが、新設の欄につけてございます。

それから、政令第7条第1項、看板・標識・旗ざお・パーキングメーター、幕及びアーチに掲げる物件として、区分に幕を追加いたしました。

附則といたしまして、平成23年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 次に、伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第63号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明させていただきます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

弥富市消防団員等公務災害補償条例（昭和39年弥富町条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

この改正につきましては、児童扶養手当法の改正によりまして、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことから、父子家庭における受給調整の規定を新たに設けるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

次に、議案第64号財産の無償譲渡についてでございます。

下記のとおり財産を無償で譲渡するものとするということで、別紙の財産の表示をお願いいたします。

所在につきましては、弥富市荷之上町古堤429番22、地目が雑種地、地積14平米、弥富市荷之上町古堤1910番、墓地、102平米、弥富市荷之上町古堤1915番1、雑種地、102平米、この財産につきましては、荷之上自治会の方に無償で譲渡するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） では、次に平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第65号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について及び議案第66号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の

指定について説明申し上げます。

弥富市障害者生きがいセンター及び弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者を弥富市社会福祉協議会に、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間指定するものでございます。

次に、議案第67号弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について及び議案第68号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について説明申し上げます。

弥富市高齢者生きがいセンター及び弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者を弥富市シルバー人材センターに、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間指定するものでございます。

議案第69号海部地区環境事務組合理約の変更について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

ごみ処理施設の維持管理費に要する経費の負担割合の均等割を100分の10から100分の5に、人口割を100分の40から100分の45に、し尿処理施設の維持管理費に要する経費の負担割合の均等割を100分の10から100分の5に、昼間人口割を100分の45から100分の50に改めるものでございます。また、あま市の昼間人口の算出につきまして、旧甚目寺町分の昼間人口を除いたものとするものでございます。

附則、この規約は平成23年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（伊藤正信君） お諮りをします。

本案12件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案12件は継続議会で審議することに決定をしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。

~~~~~

午前10時40分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 山本芳照

同 議員 杉 浦 敏